

1. 投稿者の資格

投稿者は、著者および共著者すべて本学会会員とする。

2. 原稿の内容

「看護実践の改善・改革に寄与する看護実践研究の知の体系化と会員相互の交流による看護実践研究の推進・発展を図る」という本学会の目的に適ったものとする。また、他誌に発表されていないものとする。

3. 原稿の種類

原稿の種類は、総説、原著、研究報告、資料、その他である。

- 1) **総説**：特定のテーマに関して、多面的に知見を収集・分析し、概説・考察したもの。
- 2) **原著**：看護実践上の課題に対して、オリジナルなデータもしくは分析に基づいて、新しい知見が論理的に示されているもの。
- 3) **研究報告**：論理的に成果が導かれており、その成果を公表する価値があるもの。
- 4) **資料**：今後の看護実践の改善・改革や看護実践研究につながるものであり、かつ、研究的な手順に基づいて取り組み、結果が明確に示されたもの。
- 5) **その他**：1)～4)に該当しないが、公表する価値があるもの。

4. 倫理的配慮

研究においては、「看護実践研究学会投稿倫理ガイドライン」が遵守されていること。具体的な倫理的配慮の内容、手続き、研究倫理審査結果（承認年月、承認番号）について、本文中に明記する。

5. 原稿執筆の要領

- 1) 原稿は、本文、図表、文献を含め、18,000字以内とする。なお、図表は、1/4 ページで450字、1/2 ページで900字、1 ページで1,800字に換算する。
- 2) 原著・研究報告には、500字程度の和文抄録と、250語程度の英文抄録をつける。総説・資料・その他は500字程度の和文抄録をつける。また、和文抄録、英文抄録のそれぞれに、5語前後のキーワードをつける。英文抄録についてはネイティブ・チェックを受ける。
- 3) 原稿は、本学会ホームページより、指定の原稿フォーマットをダウンロードして作成する。

6. 投稿手続き

指定の投稿論文表紙を本学会ホームページからダウンロードし、必要事項を記載し、原稿、投稿論文チェックリストと共に、学会事務局編集委員会にE-mailもしくは郵送で提出する。投稿は随時受け付ける。投稿原稿が到着した日を受付日とし、電子メールで投稿者に通知する。

採用決定後に提出する最終原稿は、Word、Excel等のファイルで提出する。

7. 原稿の採否

原稿の採否は、査読結果に基づき、看護実践研究学会編集委員会が決定する。採否については、投稿者に電子メールで通知する。査読結果により、原稿の種別の変更を求めることがある。

なお、投稿原稿は、採否にかかわらず、返却しない。

8. 著者校正

著者校正は原則として1回とする。校正時に新たな加筆は原則として認めない。

9. 著作権

著作権は本学会に帰属する。最終原稿提出時に、編集委員会より提示される著作権譲渡承諾書に、著者全員が自筆署名し、原稿とともに送付する。

10. 掲載料および別刷料

掲載料は無料とする。別刷を希望する場合は10冊以上とし、著者負担とする。

附則

この規定は、2021年4月1日から施行する。

この規定の改正は、2023年4月3日から施行する。

<投稿先>

〒501-6295 岐阜県羽島市江吉良町 3047-1 岐阜県立看護大学 看護研究センター
看護実践研究会事務局 編集委員会
E-mail : j-anpr@gifu-cn.ac.jp